

信州の観光地魅力向上実践事業支援金公募要領

1 事業の目的

本事業は、長野県（以下「県」という。）が推進する観光地域づくり・長期滞在型観光の推進・信州リピーター獲得のため、県から補助を受けた一般社団法人長野県観光機構（以下「機構」という。）が、観光団体・宿泊事業者・交通事業者・その他観光地を形成する様々な関係者が連携したグループ（以下「グループ」という。）と連携して、県が推進する特色ある観光テーマを活かした観光地魅力向上の実践を支援することを目的とする。

2 支援事業の内容

機構が観光地を形成する関係者と協働して企画・実施する以下のテーマと要件を満たした事業に対して支援金を交付します。

(1) 観光テーマ

以下ア～オいずれかをテーマとした取組

ア アウトドア

長野県の地形や自然環境を活かした体験をテーマに取り入れた取組

イ ワイン、日本酒、ジビエ等

長野県の特色ある食材・郷土食・食文化を伝えることをテーマに取り入れた取組

ウ 信州型ユニバーサルツーリズム

信州の特色ある観光資源である山岳観光を、障害の有無に関わらず誰でも楽しむことができることをテーマに取り入れた取組

エ 旅行者を地域当事者として受け入れる信州ファンづくり

旅行者が旅行先に主体的に関われることをテーマに取り入れた取組

オ 上記ア～エ以外で県が認めたテーマ

各地域が主体的に取り組み、具体的成果が期待できることをテーマに取り入れた取組

(2) 要件

以下に掲げるア～ウのすべてを満たす事業

ア 「長期滞在型観光」又は「信州リピーター」につながる取組であること

※取組期間中に、「2泊以上の宿泊実績」又は「2回以上の来訪実績」につながる取組であることが望ましい

イ 複数市町村にまたがる取組であること

ウ 間接補助終了後は自立し、継続できる取組であること

<支援対象となりえる事業の一例>

- ・トップサイクリストの目標である「Japan Alps Cycling Road」ブランドを活用して、一般ツーリストにもサイクルツーリズムを楽しんでもらうためのルート紹介やガイド付きモニターツアーを企画実施し、将来的にはサイクルツーリズムで稼げる地域を目指す取組。
- ・専門人材や専門機材を活用して、山岳や湖といった信州の自然・地形を障害の有無や年齢に関わらず誰もが楽しめる旅行プランを企画実施し、信州型ユニバーサルツーリズムを楽しみにした訪来者を増やす取組。
- ・ワインをキーワードに、ワイナリー巡りを兼ねた周遊観光や、農作業体験、醸造家との交流な

ど多様なコンテンツを組み合わせ、長期滞在や何度も訪れたいくなる「仕掛け」を施した旅のスタイルの提供。

- ・伝統行事や伝統産業、農作業・雪かきなどを「信州ならではの体験コンテンツ」として組み入れ、当事者としてお手伝いをしながら滞在し観光もできる旅行商品の企画・販売

3 対象外事業

- (1) 感染症対策が十分でない事業
- (2) 元気づくり支援金等の県が支出する支援金等の交付を受けた事業
- (3) 国の支出する支援金及び支援金等の交付を受けた事業で、ほかの支援金の併用を認めていない事業
- (4) 国又は県が出資する法人及び団体からの助成金の交付を受けた事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業

4 支援対象期間

交付決定の日までに着手したもので、令和5年1月31日までに支払いを完了する取組を対象とします。

5 支援対象グループ

以下(1)(2)の両方を構成員とするグループ

- (1) 観光団体（ア～ウのいずれか）1者以上
 - ア 長野県内に事務所を有する日本版DMO登録の観光地域づくり法人（又は候補法人）
 - イ 長野県内に事務所を有する観光協会・観光連盟
 - ウ その他、長野県内に事務所を有する観光振興を主たる公益団体
- (2) 観光地を形成する関係者（カ～ケのいずれか）2者以上
 - カ 公益法人・中間法人
 - キ 民間法人
 - ク 個人事業主
 - ケ その他、観光地を形成する関係者として認められる者

6 支援対象外グループ

支援対象者としてグループを構成するすべての主体は、自己又は自社の役員、従業員等が、次のいずれにも該当するものではあってはならない。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

7 支援対象経費及び支援額・支援率

(1) 支援対象経費

- ・コンテンツ造成経費
- ・物品備品購入経費
- ・広告宣伝費
- ・調査費
- ・その他取組に要する経費として事業目的、内容を考慮したうえで当機構が必要経費として認めるもの

(2) 支援基準額

(1)の経費の額

(3) 支援割合

支援基準額の1/2以内

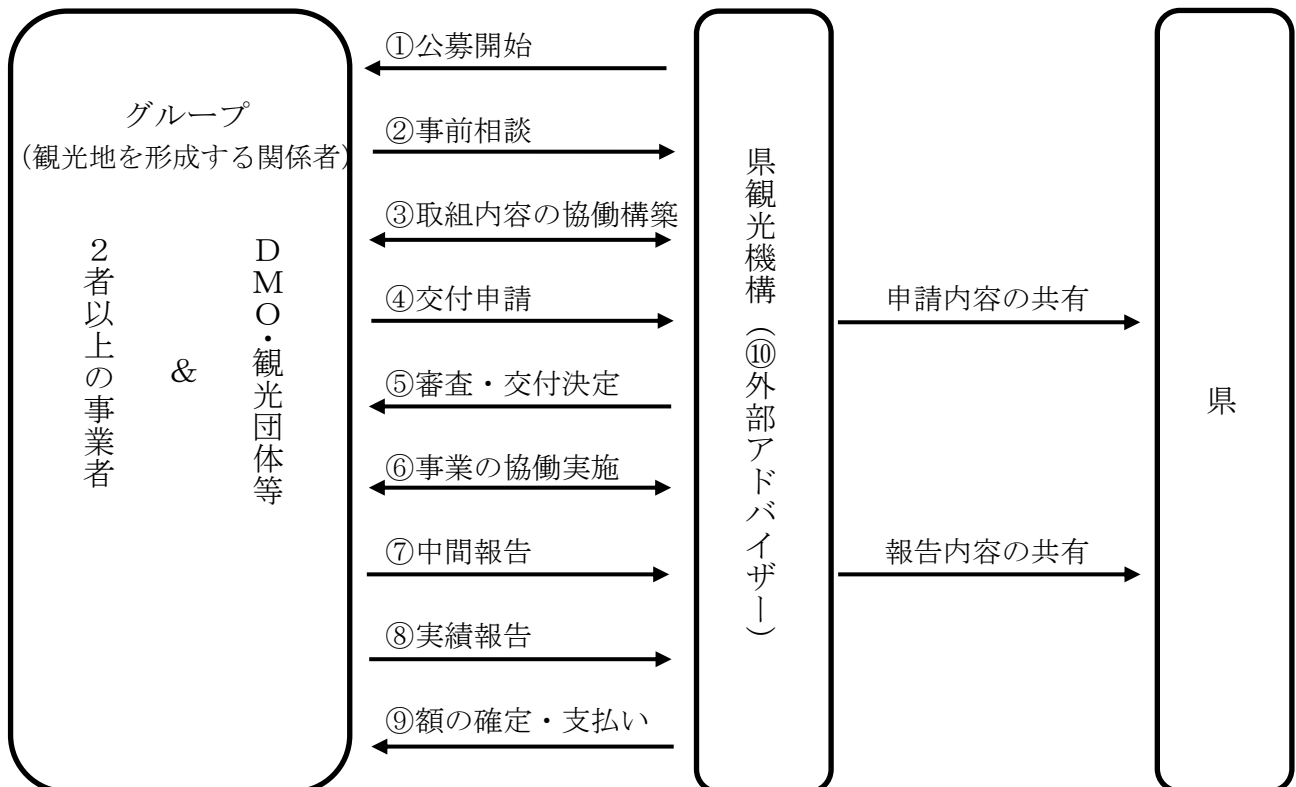
(4) 支援上限額

グループによる申請1件あたり500万円

8 支援対象外経費

- (1) 事業に直接関係のない経費
- (2) 主に補助事業以外に使用できる物品・備品
- (3) 交付決定前に発生した経費
- (4) 実施主体・体制における経常的な経費（人件費、事務所などの家賃、光熱水費、通信費等）

9 申請手続き・流れ



①公募について

公募期間：令和4年3月28日～令和4年10月31日（予定）

※ただし、全体の交付決定金額が予算上限に達した場合は、その時点で公募を終了します。

②事前相談について

本支援金への応募を希望する方は、事前相談シート（様式1）を機構のエリア担当者まで提出してください。具体的な内容が決まっていなくても、機構が協働して検討しますのでご相談ください。

③協働事業構築について

提出された事業相談シート（様式1）の内容をもとに、デジタルマーケティングや全国の取組事例、他地域の状況、旅行会社等への営業など、機構ならではの専門性を活かし、具体的でより成果を上げる企画になるよう支援します。ただし、事業相談シートが提出されたすべての案件が採択されるとは限りません。

④交付申請について

事業の内容が企画できた段階で、支援金交付申請書（様式2）を機構まで提出してください。提出の際は、以下の書類が必要になります。

（必要な添付資料）

- ・取組内容が分かる資料（プレゼンテーションシート等）
- ・事業費内訳（様式任意）
- ・積算根拠書類（見積書等）の写し ※一件が10万円以上の場合は複数見積書を提出
- ・申請団体の規約の写し
- ・申請団体の予算書の写し（本事業を実施するための財源があるか確認するため）
- ・提出書類確認表

⑤審査・交付決定について

提出された申請書は以下の観点で審査を行います。事業の選定にあたっては、長野県と当機構で共同設置した選定会議によって審査します。事業の交付（不交付）決定通知書（様式3）により結果を通知します。なお、不備や疑義がある場合は再提出を求める場合があります。

<審査の観点>

ア 事業の目的

- ア) 事業趣旨及び観光テーマに沿った取組であること
- イ) 支援要件を満たした取組であること
- ウ) 仮説に基づいた明確なターゲット及び滞在形態が設定されていること
- エ) 取組を展開する地域に根差した内容であること

イ 事業の成果・効果

- ア) 取組の目的に応えた成果指標設定がされていること
- イ) 取組によって間接的に期待される効果予測がされていること

ウ 事業の継続性

- ア) 支援金終了後も取組が継続される計画であり、体制や財源確保に向けた検討がされていること
- イ) 一時的な需要喚起ではなく、先見的で持続可能な内容であること

<その他の確認事項>

ア 申請者を構成するグループの筆頭の添付書類

- ・公益法人の場合は団体の定款、規約及び役員、構成団体（者）名簿等
- ・事業者の場合は登記事項証明書（個人の場合は、個人事業の事業開始申告書の写し等）

イ グループを構成する観光団体

- ・長野県内に事務所を有する観光団体が1団体以上含まれていること
- ・任意団体である観光団体の場合は、規約、事業計画、収支計画等を提出すること

ウ 申請額

- ・収支計画書・報告書によって取組費用が適正に積算されていること
- ・上限額以上の申請となっていないこと
- ・対象経費に対して、他の補助金や交付金を受けていない旨の誓約がなされていること

⑥事業の協働実施について

交付決定となったグループは、機構エリア担当と連携し速やかに事業を開始してください。なお、やむをえない事情で事業内容を変更する必要がある場合は、支援金変更申請書（様式4）を機構まで提出してください。提出の際は、以下の書類が必要になります。

（必要な添付資料）

- ・変更後の事業計画書（任意様式）
- ・事業費内訳
- ・積算根拠書類の写し（変更箇所のみ）
- ・提出書類確認表

⑦中間報告について

取組の周知及び取組内容をよりよくするため、事業中間報告書（様式5）を機構まで提出してください。なお、適宜中間報告会の場を設けますのでご参加ください。

中間報告書の提出並びに中間報告会の実施時期については事業毎に協議し決定いたします。

⑧実績報告について

事業が完了したときは、事業終了から15日以内に事業完了報告書（様式6）を提出してください。最終提出は令和5年2月15日（水）を期限とします。提出の際は、以下の書類が必要になります。

（必要な添付資料）

- ・事業報告書（発表・共有できるようにプレゼンテーションシート等で作成すること）
- ・事業費内訳
- ・収入支出の証拠書類の写し
 - ※交付決定を受けた日以降となっていること
 - ※収入は通帳の写し、支出は見積書、請求書、領収書（金融機関振込票）
 - ※グループを構成する事業者が直接取組んだ項目については、市価等を鑑み見積書等で代えることができることとする
- ・成果物
- ・提出書類確認表

⑨額の確定・支払いについて

機構は事業完了報告書を受け検査を行い、適正と認められるときは、検査結果通知書兼支援金額

確定通知書（様式7）により額の確定を通知します。額の確定通知を受け取ったら速やかに請求書（様式7）を機構へ提出してください。なお、検査にあたり必要のあるときは、追加資料の提出を求める場合がありますので、機構の指示に従ってください。
請求期限：令和5年3月14日（火）

⑩アドバイザーの活用について

機構では、特色ある観光テーマを活かして既に成果を挙げている実践者を本事業のアドバイザーとして選定しています。各取組の視察・アドバイス等を適宜行いますので、取組がさらに地域独自のブランド力向上と先見性あるものとなるようご活用ください。

10 問い合わせ窓口

〒380-0936 長野市中御所岡田町 131-4 ホテル信濃路3階

（一社）長野県観光機構 エリアプロデュース部

E-Mail：dmo@nagano-tabi.net TEL：026-219-5272

★令和4年4月1日より問い合わせ窓口が変更となります。

（一社）長野県観光機構 パブリック事業部